

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和6年2月29日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

大学発スタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称 大学発スタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合

所在地 東京都文京区本郷七丁目3番1号

無限責任組合員 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社

所在地 東京都文京区本郷七丁目3番1号

設立年月日 平成28年1月21日

資本金 45百万円

出資者 国立大学法人東京大学（議決権割合100%）

役職員の構成 取締役3名（東京大学役職員以外の社外取締役2名を含む）、支援・投資委員会5名（東京大学役職員を含まず、社外取締役2名を含む）

組織図 添付資料のとおり

役職員の業績評価の基準 組織業績及び個人業績の観点から実施する。組織業績については、投資採算のみでなく、中長期的な雇用・事業の創出や大学への貢献等の基準からも評価を行う。個人業績については、各役職において期待される行動の発揮度合いや、年間の個人目標に対する成果等に応じて評価を行う。

役職員の報酬の水準 役職員の報酬の体系としては、固定給、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類を組み合わせ、公金を原資とする事業であることを踏まえ、投資益偏重の業務取組姿勢を誘導しない様に、適切に設計することを想定している。

固定給については固定額の月次支給とし、役職員の長期的な能力伸長の観点から、業績評価結果を勘案して年1

回の昇降給を実施する。業績連動賞与については、業績評価結果を勘案して支給額を決定し、原則として半年または1年に一度支給することを想定する。

インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、役職員が責任を持って業務に従事することが出来る体制を整備するため、及び将来の社会的収益を最大化するため、役職員の報酬インセンティブとして設定するが、支給額には一定の上限を設ける。

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

① 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な額及びその調達方法

【無限責任組合員】

東京大学協創プラットフォーム開発（株）

0.6 億円（総出資約束金額の1%程度を想定）

【有限責任組合員】

東京大学 0.5 億円（予定）

東京都 50 億円

民間出資者 可能な範囲での出資募集（10 億円以上を目指す）

※ただし、東京大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要。

② 特定研究成果活用支援事業の概要

本事業の支援対象は、国立大学法人東京大学を含む国立大学および大学共同利用機関（以下、「国立大学法人等」）による技術に関する学術・教育・研究成果を活用しようとする事業者（以下、「支援対象事業者」）とする。

また、本事業による支援対象事業者への支援は、大学発スタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合から民間等ベンチャーキャピタルが組成する投資ファンドへの出資金を通じて提供する。

本事業で出資を行い支援対象とするファンド（以下、「支援対象ファンド」）は以下の三つのカテゴリからそれぞれ数件程度を選定する。

(a) アカデミア or ディープテック VC ファンド

(b) 新興 VC ファンド、シード専門ファンド

(c) その他（海外 VC ファンド、セカンダリーファンド等）

これらのカテゴリから選定した支援対象ファンドによる支援を通じて、国立大学法人等を含む日本のアカデミアにおける学術・教育・研究成果を梃子とした事業化の促進を図る。また、支援対象ファンドを組成する民間等ベンチャーキャピタルとの連携を図るほか、必要に応じて当該ベンチャーキャピタルに対する支援を行う。

③ 特定研究成果活用支援事業における助言・支援、資金供給

【実施予定の助言・支援の内容】

スタートアップ、ベンチャーキャピタルなどの支援先の業態や業種、成長段階等に応じて、大学の学術研究成果の状況も含めた適時、適切な支援を行う。

(民間等ベンチャーキャピタルに対する支援)

本事業において支援を行うベンチャーキャピタルが組成する支援対象ファンドに東京大学協創プラットフォーム開発（株）がリミテッド・パートナー（LP、有限責任組合員）として資金提供（ファンドオブファンズ）を行うことで、LP出資を通じた各種の支援を介して、日本のアカデミア関連での案件発掘活動の実施を促す。同時に、支援対象ファンド全体に対する定期的なモニタリングや案件発掘活動のモニタリングを行いシーズ案件の発掘と良質化を図るなど、民間等ベンチャーキャピタルの育成・支援を行う。その結果、日本全体のアカデミア関連スタートアップに波及効果が及ぶことを狙う。

(支援対象事業者に対する支援)

特定研究成果活用事業者であるスタートアップ企業に対する具体的な支援活動は以下のものを想定。

- ・ 資金調達
- ・ 戦略立案
- ・ 助成金獲得支援
- ・ 知財戦略
- ・ バックオフィス支援
- ・ 人材支援
- ・ PR/IR 戦略
- ・ IPO/M&A

【資金供給】

支援対象事業者への資金供給は、当該支援対象事業者が有する基盤技術と市場のポテンシャル等を勘案して、準備段階から当該支援対象事業者の成長に応じ段階的かつ適切に行う。また、マイルストーン投資手法による成長資金供給を基本とし、主に支援対象ファンドを通じた間接投資の方法により行うこととするが、支援対象ファンドと連携した直接投資の方法も検討する。

なお、支援対象ファンドに対する資金供給は、投資事業有限責任組合契約に基づき行う。

④ 支援対象事業者が満たすべき基準

- (ア) 政策趣旨、東京大学出資事業ポリシーに則り、人類の福祉と地球全体の安定的成長、東京大学及び我が国の社会の発展に寄与するとともに、未知の社会的要請の解決、及びイノベーション・エコシステムの構築に資するものであること。また、国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズへ対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
- (イ) 東京大学を中心とした国立大学法人等による技術に関する学術・教育・研究成果を梃子に事業化のポテンシャルを有するライフサイエンス、インフラ／素材、機械・システム、ロボティクス／デバイス、IT、環境その他の今後成長が見込まれる分野、また学術の総合力を強みとして生かした文理融合分野や、学際融合領域を対象とし、技術に関する学術研究成果の事業化による産業界への貢献、東京大学及び我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ウ) 特定研究成果活用支援事業計画の期間内に、全体として、特定研究成果活用支援事業者が保有する特定研究成果活用事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと認められるものであること。ただし、本事業の政策趣旨がイノベーション・エコシステムの構築を目指していることを鑑み、本事業計画の期間内に収まらない可能性がある案件についての支援・投資を行うことを妨げるものではない。
- (エ) 概ね事業化後5年から10年程度でのエグジットが見込めること。ただし、解決に長期間を要する未解決の社会的課題の解決が、本事業の重要な役割であることに鑑み、投資事業有限責任組合の存続期間内（設立から15年とし、変更認定を前提として最長2年の延長が可能）に回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれる案件についての支援・投資を行うことを妨げるものではない。
- (オ) 特定研究成果活用事業者に対して、民間等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれ、結果として、特定研究成果活用支援事業全体として、東京大学協創プラットフォーム開発（株）と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。

⑤ 支援の内容が満たすべき基準

特定研究成果活用支援事業が果たすべき使命に沿って、本事業がシステムとして定着するために、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (ア) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることはないよう配慮しつつ、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、率先して支援を行うものであること。併せて、中小企業に対して不当に差別的な取り扱いをしないよう留意すること。なお、他のファンドに出資する場合には、当該ファンドが政策目

的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保しつつ、適切にフォローアップを行うものであること。

- (イ) 支援対象事業者に対する支援が適切な分散投資を図りながら東京大学協創プラットフォーム開発（株）の運営するファンドを通じて主として行われるものであり、特定研究成果活用支援事業を通じた総収入が、少なくとも本計画の全ての事業期間を通じた総支出額を上回ることを目指すものであること。また、支援対象事業者に対する支援計画を株式処分の適切な時期等も含めて十分に検討するとともに、積極的な経営又は技術指導を実施することにより、支援対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。更に、支援対象事業者の事業活動について進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (ウ) 本事業をエコシステムとして定着させるために、起業家や起業家を支援できる人材を継続して将来にわたり育成するものであること。また、研究者の自主性や東京大学の自主性を尊重するとともに、国立大学法人等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (エ) 個人及び支援対象事業者に関する情報の適正な取り扱いに留意しつつ、組合員集会等を通じて東京大学や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、活動の透明性を確保するものであること。
- (オ) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。

⑥ 間接投資により支援を行う際の基準

間接投資の手法により支援対象事業者への支援を実施するにあたり、大学発スタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合からの資金拠出の対象とする投資事業有限責任組合もしくはそれに類するファンドに求める要件は以下の通り。

- (ア) 投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる民間ベンチャーキャピタルが、本事業の政策趣旨を理解した上で、賛同していること。
- (イ) 当該民間ベンチャーキャピタルが無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合の投資活動に関して、政策趣旨に鑑み適切に行われているかをモニタリングするため、東京大学協創プラットフォーム開発（株）が求める報告事項を適時適切に実施する義務を負うことについて、理解・納得していること。
- (ウ) 大学発スタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合の出資持分割合相当が、⑤（オ）の基準を満たすことを目的としているものであること。

⑦ 東京大学との連携体制

- ・ 東京大学が大学発スタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、適切な額を上限として出資する。
- ・ 人的及び技術的援助等として、東京大学産学協創推進本部が展開するアントレプレナーシップ関連教育プログラム（東京大学アントレプレナー道場、uTIE、GTIE、FoundX 等）の運営及び起業家人材の育成、投資先ベンチャー企業と大学との迅速な共同研究契約締結、投資先ベンチャー企業の事業化技術に係る大学帰属知的財産権の供与（ライセンス）、投資先ベンチャー企業に関与する大学研究者の迅速な兼業手続、起業家候補人材の紹介、投資先ベンチャー企業に対する大学が運営するインキュベーション施設の迅速な提供等、それぞれの事業の実施に関し相互協力を行う。
- ・ 大学発スタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合が実施する特定研究成果活用支援事業を推進するため、東京大学及び他の関係事業体と連携し、イノベーション・エコシステムの構築を図り、東京大学の技術に関する学術研究成果を活用した起業の促進を行う。

具体的には東京大学協創プラットフォーム開発（株）と東京大学産学協創推進本部執行部、産学協創推進本部スタートアップ推進部実務者との間で定期的な情報交換（現在、前者は隔週、後者は月1、2回の頻度で開催）を実施するとともに、担当者間では適宜の情報交換を実施し、民業への配慮等を含めて意見交換を密接に行う。

加えて、東京大学が設置した学外の有識者により構成する外部評価委員会において、大学発スタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員である東京大学協創プラットフォーム開発（株）が実施する事業活動と事業趣旨との合致、東京大学による株主権行使の判断等、全体として事業のチェックを行った上で意見を述べる。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

大学発スタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合の組成日の翌日から起算して15年間とする。ただし、当該期間後に回収が見込まれる支援対象がある場合には変更認定を前提として最長で2年の延長を可能とする。

(組織図)

